

# 栃木県立県南体育館利用上の留意事項

## ★専用利用について

- 1, 専用利用とは各施設の貸切り利用及び研修室の利用です。
- 2, 利用の予約は通年(4月1日～3月31日)の予約が可能です。
- 3, 予約後、利用許可申請(利用料金の納入)及び専用利用打合せが必要です  
利用日の1ヶ月前までに必ず行ってください。
  - 予約をした時点で利用料金が発生します。また、予約後の利用取り消しの場合でも利用料金を支払っていただきます。  
理由として(優先的に、該当する期日と時間帯を抑えているので、他の利用者からの予約は受けません・お断りするため)
  - ※利用日の7日前までに利用取消届出書及び利用還付申請書を提出していただければ、利用料金の5割の額を還付いたします。詳細は職員にお問い合わせください。
  - 利用料金は、施設使用料(メインアリーナ・サブアリーナ・柔道・剣道場及び研修室)と各施設の備品使用料(放送設備・冷・暖房等)の合計です。利用料金は申請時の納入が基本ですが、施設使用料を申請時に納入して頂き、備品使用料は利用日当日での納入が可能です。

## ★普通利用について

- 1, 個人及び団体利用の予約は、毎月20日(土日・祝日の場合は前日)の午前9時から翌月1ヶ月分を受け付けます。
  - 広い面積を専有する種目を利用する場合、次の人数が必要となります。
    - ・バスケットボール1コート(メインアリーナ1/2使用)・・・10人
    - ・ソフトテニス1コート(メインアリーナ1/2使用)・・・10人
    - ・バレーボール1コート(メインアリーナ1/3使用)・・・8人
  - ※その他の種目につきましては受付でご確認ください。
- 2, 予約なしでの利用は、受付窓口で利用可能か必ず確認してから利用券を購入して利用して下さい。
- 3, トレーニング室の利用には、事前のビギナー講習が必要です。受講されていない方は利用できませんので必ず受講して下さい。
  - ビギナー講習は経験・知識の有無に関係なく利用者全員が受講のこと。  
(トレーニング室利用案内を参照)

★専用・普通利用で利用する場合、危険防止・危険回避の為、両脇の個人・団体利用者との調整等、必要とする対策を行うこと。

★その他、利用に関しては、パンフレットスタンドにある「利用案内」の各事項を参照にご利用ください。

※上記の事項を遵守しご利用ください。遵守されない個人及び団体の方には管理上支障があると認め、体育館の入館を拒否または退館を命ずる場合があります。